

ご存知ですか?景品表示法

私たちは商品やサービスを購入しようとする時、広告やカタログなどを参考にしていますね。適切な商品やサービスを選ぶために「表示」は重要な役割を果たします。商品・サービスの適切な選択をするため、「景品表示法」について考えましょう。

景品表示法とは、消費者の利益保護のために「不当な表示の禁止」と「過大な景品類の提供の禁止」を柱にした法律です。今回は、景品表示法の表示についてご紹介します。

景品表示法上の「表示」

商品・サービスを選んでもらうための手段として消費者に取引条件を知らせるために、事業者が行うものです。

「表示」の手段として

- ① チラシ・パンフレット、カタログ
- ② ダイレクトメール、ファクシミリ広告
- ③ 新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM
- ④ 容器・パッケージ・ラベルにある表示
- ⑤ ディスプレイ(陳列)、実演広告
- ⑥ ポスター、看板
- ⑦ インターネット上の広告、メール
- ⑧ セールストーク(訪問、電話など)



この法律では、事業者は消費者が「自主的かつ合理的な判断」ができるように表示・広告することが求められています。それを妨げるような表示を「不当表示」と言います。

景品表示法上の「不当な表示」とは？

景品表示法では、消費者の自主的・合理的な商品・サービスの選択を妨げる表示・広告は禁止されています。不当な表示は大きく分けて、「優良誤認表示」「有利誤認表示」「その他誤認のおそれのある表示」の3つの種類があります。

1. 優良誤認表示

商品・サービスの品質、規格、その他の内容について、「実際より著しく優良である」と消費者が誤認するおそれがある表示のことです。

例1

「カシミア セール！」というポップを見て入った店でカシミア100%という組成表示のセーターを購入した。あとからカシミアは20%とわかった。



例2

「手打ち」と表示があったので、おいしいそばが食べられると思ったが、機械打ちだった。



2. 有利誤認表示

商品・サービスの価格、その他取引条件について「実際より著しく有利である」と消費者が誤認するおそれがあるような表示のことです。

例1

お酒の販売店で「地元で一番の格安店」と看板にあったが、近隣の店より安くなかった。「地元」という地域も、どの範囲の地域なのかわからない。



例2

「引越料金が今なら半額!」とここ数ヶ月間、チラシが入っている。こんなに長期に渡り、半額なのはおかしい。これが通常料金ではないか。



3. その他誤認されるおそれのある表示

消費者に誤認される「優良誤認」や「有利誤認」とは別の誤認されるおそれのある表示が6種類あります。以下の2種類のほかに、「商品の原産国に関する不当な表示」「不動産のおとり広告に関する表示」「有料老人ホームに関する不当な表示」「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」があります。

無果汁の清涼飲料水についての表示

質問：パックに入ったリンゴジュースにリンゴの絵があった。無果汁なのか、果汁が入っているのかが分からない。表示しなくていいのかな。

回答：容器や包装した無果汁の清涼飲料水等には「無果汁」との表示が義務付けられています。



おとり広告に関する表示

質問：家電販売店の折込広告に「〇〇、本日10時～、限定20台」と掲載された商品を購入しようと、10時の開店と同時に入店したのに、完売だった。本当に20台売ったのだろうか。

回答：来店を促すために事実と違う表示をした場合は、不当表示です。この場合、開店時には20台の商品があったなどの事実を事業者が示せなければ、誤認のおそれがある表示です。



消費者へのアドバイス

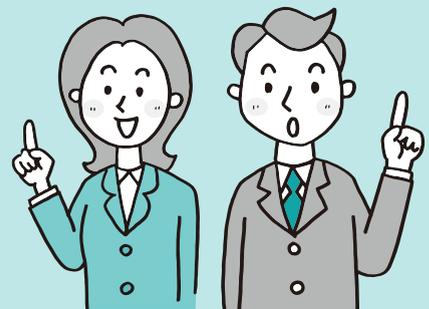
- ◆購入の際には「表示」をチェックし、意味を理解しましょう!
- ◆「表示」が事実ではない可能性がある場合は、下記情報提供窓口ご連絡しましょう。

まとめ

商品・サービスを製造、販売する事業者は、私たち消費者に正しい表示を提供する責任があります。正しく表示がされれば、消費者は適切な判断が下せます。

このような表示について、消費者の利益保護のための法律が「景品表示法」なのです。消費者が間違った選択、購入をしないように、事業者は適切な表示を行う体制づくりが求められます。また、一方で、消費者自身も表示に関心を持ち、疑問点を事業者に問い合わせるなどの行動が期待されています。適切な表示を守るために、消費者も事業者もそれぞれの役割を果たしましょう。

また、下記の窓口では、消費者からの情報提供を受け付けています。表示に問題があると思われる「広告」「カタログ」等や「看板」や「ポスター」等の写真などを用意し、情報提供しましょう。



景品表示法 情報提供受付窓口

消費者庁表示対策課 指導係

〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー

オンライン又は郵送にて受け付けています。

詳しくは、景品表示法ホームページをご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課表示指導係 ☎03-5388-3066.3068

都道府県、消費者庁、公正取引委員会は消費者から情報提供された情報をもとに、情報収集し調査し、弁明の機会も設けます。事業者に違反が認められる場合、表示改善のため、指導・措置命令を出します。

台東区消費者相談コーナー

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ④番窓口

電話または来所による相談(相談無料・秘密厳守)



トラブルにあった時は、
早めに消費者相談コーナーへ
ご相談下さい。